

<特別職報酬等審議会委員定数>

【改正前】 10人 → 【改正後】 6人以内

⑦松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

要旨

松前町特別職報酬等審議会における審議の活性化を図るための改正。委員定数の変更など、松前町特別職報酬等審議会条例の一部を改正するもの。

問 委員を減少させることは、公平・中立・妥当性の確保が不安になるがその対応はどのようなか。

答 審議会委員の選任に当たっては、公共的団体等の代表者から選ぶことになっている。

県内の定数の状況を見ると、市平均で9.36人、町平均で7.11人であり、その点を踏まえたものである。公平・公正な人選を心がけていく。  
(全員一致で可決)

文教厚生

松前町の介護保険料は今後3年間据え置き!

②松前町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

税と保険料の滞納整理業務を一元化し、効率化を図るための改正。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、特定個人情報に関する項目を加えるもの。

問 個人情報のセキュリティ対策は。

要旨

個人情報は、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

注 この条例にある特別職の報酬の額が妥当かどうかを審議する、審議委員の人数を変更しようとするもの。

町長は、議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

⑩松前町重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例

要旨

法改正によって、国民健康保険住所特例被保険者が後期高齢者医療保険へ加入する際、住所地特例が引き継がれるよう見直されたことと。また、国民健康保険者に都道府県が加わるよう見直されたことにより、関係条例の内容を改正するもの。

問 条例改正に伴う町の負担は。

答 町の負担が増加することもある。

問 住所地特例の引き継ぎに関する改正の背景は。

事務作業におけるチェックは、税務課と保険課で作業内容を相互にチェックし記録を残していく。  
(全員一致で可決)

答 全国的に有料老人ホーム等の施設整備が進み、住所地以外の施設へ入所するケースが増加したことが一因と思われるが、松前町では今のところ引き継ぎに関する問題は起きていない。

(全員一致で可決)

⑪松前町介護保険条例の一部を改正する条例

要旨

第7期介護保険事業計画の策定及び介護保険法の改正に伴い、平成30年度から32年度まで

での保険料率の改定及び質問検査権の対象範囲の拡大を行うもの。

問 質問検査権が拡大された理由は。

答 市町村が資格等に関する必要がある場合、質問などの調査を行うが、疑義のあるケースが出てきたのではないかとと思われる。松前町では該当事例はないため今回の改正による影響は特にない。  
(全員一致で可決)



明日に向かって介護予防